

地方分権改革提案募集検討専門部会

提案事項

1. 特定計量器（質量計）定期検査の規制緩和
（郡山市、太子町、田川市）
2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長
（岐阜市）

平成27年8月7日
経済産業省

1. 特定計量器(質量計)定期検査周期
(2年に1回)の規制緩和

(郡山市、太子町、田川市)

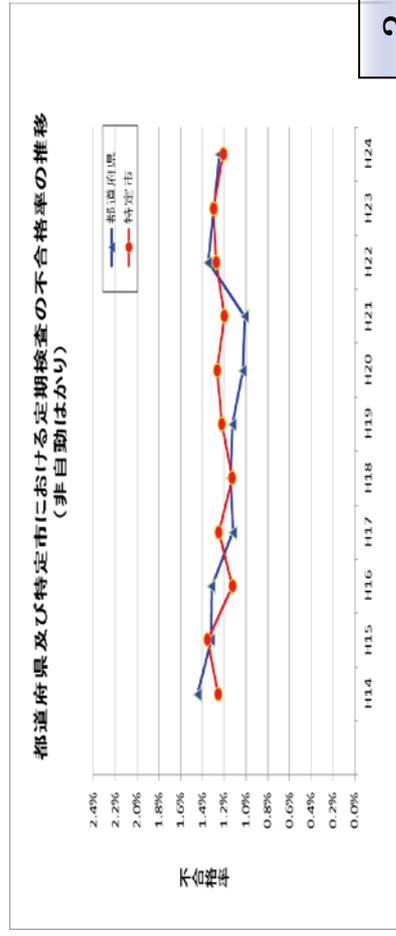
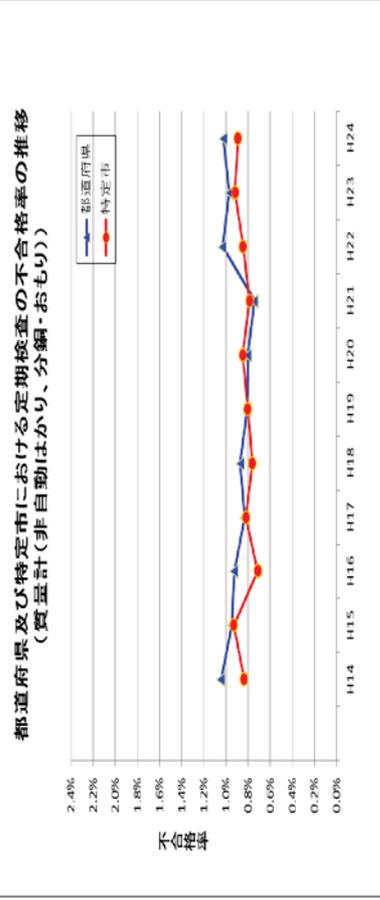
定期検査の意義

- 計量法では、法目的である適正な計量の実施を確保するため、質量計（非自動はかり^(※)、分銅・おもり）を取引又は証明における計量に使用する者に対して、都道府県、特定市のほか、指定定期検査機関（知事・市長が指定）、計量士（国家資格者による代検査）による定期検査を義務付けている（年間質量計約60万台を検査）。
- 計量法の規制対象となっている特定計量器の構造については、型式ごとに承認（型式承認）を受けることが可能であるが、非自動はかりは計量性能が経年劣化するため、適正な取引を確保すべく、定期的に許容誤差（使用中公差）を確認する必要がある。これにより、非自動はかりの使用者・消費者の双方の利益を守っている。
- また、計量性能の劣化は、使用環境、使用頻度、計量されるもの等によっても異なるため、個々の非自動はかり毎に定期的に確認を行う必要がある、型式承認後に不正な調整が行われた非自動はかりを排除するためにも、2年に1回の定期検査を実施している。

(※)非自動はかりとは、人の介入を必要とするはかりのことであり、計量法において取引されている特定計量器の中でも特に日常生活に密着したものである。



- 平成14年以降、全都道府県・全特定市の不合格率は概ね1%程度でほぼ横ばいで推移しており、平成17年に技術基準をJIS化し、省令で引用したにすぎず、それ以前に省令で定めたものと実質的に変更はなく、同年以降、全国的に不合格率が減少しているものではない。
 - 非自動はかりは、国際的に共通の技術基準^(※)が定められている。また、非自動はかりの定期検査の周期は独は2年、仏は1～2年、中国は1～2年、韓国は2年となっている。
- (※)国際法定計量機関(OIML)が計量器の国際的な技術基準を定めている。
- したがって、質量計の定期検査の周期2年は国際的に見ても妥当な頻度である。
 - なお、計量法では、都道府県や特定市による定期検査のほか、指定定期検査機関、計量士による検査も認められており、提案市(町)の所在する県も含めた協力体制を検討することが望ましい。



2. 特級基準分銅の検査証印有効期間の延長
(基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、一級基準分銅の有効期間と同様、5年に緩和)

(岐阜市)

特級基準分銅の基準器検査の意義

- 特級基準分銅は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が保有する国家計量標準（キログラム原器）との精度が確認されている。
- また、特級基準分銅は、下位の分銅及び精度の高いばかりの精度確認に用いられるため、地方自治体内の全ての非自動ばかりの定期検査の基準となる（分銅の基準器検査数は年間約4万個、うち特級基準分銅は約1200個）。
- したがって、仮に、特級基準分銅の精度に狂い（誤差）が生じた場合には、計量法における定期検査を維持することはできないため、可能な限り高い頻度で基準器検査を行う必要がある。
- このため、産総研は、特級基準分銅について、温度・湿度が厳格に管理された試験環境（恒温室）で基準器検査を行っている。

範囲	基準器公差	有効期間	主な用途
特級基準分銅 1mg～20kg	±0.02mg～100mg	3年	一級基準分銅の基準器検査 非自動ばかり(1級)の検定・検査
一級基準分銅 1mg～20kg	±0.06mg～300mg	・ 鑄鉄製又は軟鋼製(※)の基準分銅(1年) ・ 鑄鉄製又は軟鋼製の基準分銅以外の分銅(5年) (※) 腐食等の可能性があるため有効期間が短い。	二級基準分銅の基準器検査 非自動ばかり(2級)の検定・検査
二級基準分銅 10mg～1t以下	±0.25mg～質量の10万分の5		非自動ばかり(3級,4級)の検定・検査
三級基準分銅 10mg以上	±0.75mg～質量の10万分の5		



- 分銅は国際的に共通の技術基準が定められており、日本の特級基準分銅に相当する分銅の校正周期は、日本が3年のところ、独及び米国では1年、英国では2年とされている。
- また、特級基準分銅の保有及び使用については、都道府県又は他の特定市との間で協力関係を構築することにより負担軽減を図ることも一案である。
- ◆ 例えば、提案市において特級基準分銅の使用頻度は年2回とのことであるが、基準器検査に通常要する2週間～1ヶ月程度の期間に使用する必要がある場合には、その間は都道府県又は他の特定市が保有する特級基準分銅によって当該特定市の実施する定期検査に使用することも法令上は許容されている。
- ◆ また、計量法上、特定市には特級基準分銅の保有義務は課されておらず、特定市において特級基準分銅の使用頻度に比して輸送費用の負担が過度に大きいということであれば、都道府県が保有する特級基準分銅によって特定市の基準器検査を受けられることも法令上は許容される。